

Title	戦後民主変革期における「生産管理」闘争の役割
Sub Title	The role of worker's control in post-war democratic revolutionary period
Author	猿田, 正機
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1978
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.71, No.1 (1978. 2) ,p.57- 71
JaLC DOI	10.14991/001.19780201-0057
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19780201-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後民主変革期における「生産管理」闘争の役割

猿 田 正 機

目 次

- (一) 占領軍の民主化政策と労働運動の昂揚
- (二) 「生産管理」闘争の位置と役割
- (三) 「生産管理」闘争と経営協議会活動による民主化闘争
- (四) 結びにかえて

(一)

1945年8月15日、日本軍国主義はポツダム宣言を受諾し、連合国に無条件降伏した。この宣言では軍国主義者ならびに戦争犯罪人の処罰、民主主義的傾向の復活強化にたいする一切の障害の除去、言論、宗教および思想の自由並びに基本的人権の尊重が謳われていた。占領軍の進駐後、非軍国主義化と民主化の指令は矢つぎばやに発せられた。それは、ポツダム宣言によるところの日本の民主化政策と、アメリカ帝国主義による日本軍国主義の弱体化政策とが合致したところから生まれたものであった。民主化政策の一環として労働組合の育成がなされ、9月22日には「民主主義的に組織された労働者組織の結成は奨励・支持される」とのトルーマンの声明がだされ、戦時中の労働戦線組織は解散させられた。10月5日には天皇制批判の自由、「政治犯」の釈放、治安維持法・国防保安法・特高警察廃止の覚書がだされ、10日になって、共産党員をはじめとする「政治犯」約3千名がいっせいに釈放された。11日には、婦人解放、労働組合結成の奨励、教育民主化、司法民主化、経済機構民主化の人権確保の五大改

革の指令が発せられた。言論・出版・集会・結社の制限は撤廃され、国籍・信仰または身分にもとづく賃金・労働時間または労働条件の差別は禁止された。労働組合法の成立・施行が民主化の傾向を一層助長した。この法律によって団結権、団体交渉権は保証され、争議権も容認された。また、労働組合の活動を侵害する法令は無効とされ、経営者が労働者を組合活動を行なったゆえをもって蹴首することが禁止された。このようにしてわが国の労働者階級は広範なる政治的自由を獲得したのである。

戦後ゼロから出発したわが国の労働運動は、'45年末には組合数509、組織人員38万人を数え、'46年6月には1万2千組合、368万人の労働者が組織化された。これは全労働者の45%を越えていた。戦前に、労働組合員の数が最も多かったのは'36年であるが、それでも42万人を組織したにすぎなかった。組織率の最高は'31年の7.9%であった。このことからしても、戦後の組織化がいかに急テンポなものであったかが明らかであろう。当時、わが国の労働者階級は「生産管理」を主要な争議手段として資本家に対抗した。この生管闘争をどう把握すべきか、というのがこの小論の課題であるが、われわれは当時の生管闘争を西村裕通⁽¹⁾氏のように「生産再開のためのたんなる争議の戦術」と把え、この闘争が「消費財生産部門における過少生産の危機を回避させ、同時に消費財生産を中心に独占資本の再建をはかることに役立ってしまった⁽²⁾」とし、生管闘争を「無意味なもの⁽³⁾」と否定しることができらうか。

注(1)(2) 西村裕通「戦後日本の景気循環と労働運動」、『経済評論』1959年2月号、106ページ。

(3) 同上書、107ページ。

この点について大河内一男氏は「労働組合が『経営権』の中核に踏みこんで、資本主義的な経営のからくりがどうなっているかを、自分の眼で見、手でふれた⁽⁴⁾(傍点著者)ことを重視し、これこそが「その後の時期における労働組合の成長にとって、過少に評価してはならない尊い経験だった⁽⁵⁾」と当時の「生産管理」を一応評価し、「生産管理⁽⁶⁾」や「業務管理」の意義を「その意味においてのみ」認めている。

また、山本潔氏などは、5月20日のマッカーサー声明までは、資本主義か社会主義か、というのが階級間の闘争の争点であって、「生産管理」は「単なる争議手段から、産業の『労働者管理』の方向に深化⁽⁷⁾」していたとみる。氏にとっては生管闘争は「単に争議戦術にとどまるものではなく、労働組合が工場ソヴェト化する萌芽形態としてとらえられる⁽⁸⁾」ものである。

これにたいして棚橋泰助氏は当時の「生産管理」を要求が通ればそれを解くべき争議戦術としてのもの⁽⁹⁾であったと捉え、その弱点を「要求獲得の手段・戦術⁽¹⁰⁾というより、工場占拠をめざしての生管そのものが目的」となった点に求めている。また氏は「経営民主化、

経済復興をめざす性格は、それとしての具体的な要求の獲得に発展せしめられねばならなかった⁽¹¹⁾として、「生管闘争(と)国有化要求の結合⁽¹²⁾」による経済復興闘争、及び「経営協議会の確立、その法制化による権限の定着化⁽¹³⁾」という方向での経営の民主化、を主張している。

そこで小論において、敗戦から「生産管理」が争議形態の中心を占めていた'46年6月までの時期を取り上げ、生管闘争の果たした役割を検討してみたい。

(二)

敗戦直後、労働組合が簇生し、組織労働者の激増をみるなかで労働争議が激発したが、'46年4月から5月にかけては戦後第一の労働運動の昂揚期であった。この時期の労働運動で最も特徴的なのは、先に述べたごとく、「生産管理」が争議形態の主流をなしていたことである。それは表1のように、争議の繰越件数及び参加人員を考慮すると非常にはっきりする。この「生産管理」は、のちに詳しく述べるごとく、'45年10月の読売争議、12月の京成電鉄争議を起点としてしだいに各産

表1 発生及び繰越労働争議件数及び参加人員の比較(単位%)

	1946年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
ストライキ	51.9 (16.1)	39.7 (22.1)	36.8 (59.7)	36.1 (28.9)	38.5 (17.4)	33.3 (23.5)	49.0 (53.1)
同盟怠業	17.3 (6.7)	17.2 (23.2)	10.3 (13.3)	7.2 (1.6)	7.3 (6.6)	8.0 (7.0)	17.3 (36.6)
工場閉鎖	5.8 (1.0)	8.6 (1.0)	8.0 (1.6)	4.8 (1.3)	2.8 (1.2)	8.0 (2.6)	8.2 (1.4)
生産管理	25.0 (76.2)	34.5 (53.6)	44.8 (25.4)	51.8 (68.1)	51.4 (74.8)	50.6 (65.8)	25.5 (8.9)
計 { (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
{ (件数)	52	58	87	83	109	87	98
{ (%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
{ (参加人員)	(38,096)	(29,482)	(81,221)	(51,106)	(51,903)	(27,434)	(27,727)

備考(1)上段が件数比率, 下段カッコ内が参加人員比率。

(2)本文中の4月, 5月の件数計93,169は誤りと思われるので, 上記争議合計の83,109で算出した。

(3)大原社研『日本労働年鑑第22集』19ページより作成。

注(4)(5)(6) 大河内一男『戦後日本の労働運動〔改訂版〕』岩波新書, 50ページ。

(7) 山本潔『産業再建』と諸政治主体, 東大社研編『戦後改革5』東大出版, 219ページ。

(8) 山本潔『生産管理闘争』についての覚え書, 『経済志林』第36巻第2号, 1968年7月号, 65ページ。

(9) 棚橋泰助『戦後労働運動史』大月書店, 29ページ。

(10) 同上書, 30ページ。

(11) 同上書, 29ページ。

(12) 同上書, 173ページ。

(13) 同上書, 30ページ。

戦後民主変革期における「生産管理」闘争の役割

業、各地方へと波及しストライキにかわって争議行為の王座を占めた。4月には43件、34,815人、5月には56件、38,847人とストライキをはるかに上廻る労働者が参加した。争議形態1件当りの平均参加人員にしても、6月までは「生産管理」の規模が最も大きかった。なおこの時期の争議の一つの特徴は、職員の争議への参加が多かったことである。そこで争議参加者につき労働者と職員の比率、また各々の男女の比率をみておきたい。

資料の都合で⁽¹⁴⁾46年6月中発生争議125件につきみるとことになるが、参加人員79,738人のうち労働者は

53,865人で、その占める割合は67.6%、職員は25,873人で、その割合は32.4%であり、約3分の1が職員である。また、参加者における男女の割合をみれば男子65.2%に対して女子34.8%であった。

「生産管理」はその範囲にもよるが、資材の入手、資金の調達、製品の処分など事務的な面において、また生産の技術的指導面において、職員・技術者の参加は不可欠といってもよい。これは組合が労働者と職員とを別々に組織している場合には一層切実な問題であろう。厚生省の調査では72件のうち職員・技術者ともに参加58件、技術者のみ参加5件、職員・技術者とも

表2 産業別労働争議件数の割合(単位%)

	1946年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
工業 小計	74.3	67.9	62.1	60.6	69.7	71.2	78.4
金属工業	8.1	11.1	10.7	10.6	5.3	10.6	6.3
機械器具工業	35.1	28.4	23.3	26.0	25.0	25.0	31.5
化学工業	6.8	7.4	8.7	10.6	11.4	11.5	13.5
ガス電気水道業	5.4	—	1.0	1.0	6.1	1.0	—
窯業及土石工業	2.7	2.5	3.9	—	2.3	4.8	1.8
紡織工業	2.7	3.7	1.9	5.8	6.1	1.0	4.5
製材及木製品工業	8.1	11.1	7.8	5.8	10.6	12.5	17.1
食料品工業	1.4	—	1.9	1.9	0.8	3.8	1.8
印刷製本業	1.4	1.2	1.0	—	—	—	0.9
土木建築業	—	—	—	—	0.8	—	—
其の他の工業	2.7	2.5	1.9	3.8	1.5	1.0	0.9
鉱業 小計	13.5	17.2	21.4	15.4	16.7	16.3	9.9
うち石炭鉱業	9.5	9.9	16.5	11.5	13.6	15.4	8.1
交通業 小計	6.8	7.4	3.9	7.7	6.8	5.8	4.5
うち鉄道軌道運輸業	2.7	3.7	1.0	2.9	2.8	1.0	—
公務自由業小計	4.1	4.9	8.7	7.7	1.5	1.9	4.5
其の他の産業小計	1.4	2.5	3.9	8.7	5.3	3.8	2.7
合計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計 (件)	74	81	103	104	132	104	111

備考(1)各月の争議件数は各月発生のもとの未解決のため前月より繰越したものを含む。

(2)本表にはストライキ、同盟怠業、工場閉鎖及び生産管理のほか争議行為をとみなわざるものうち第三者の調停斡旋せるものを含む。

(3)本文中の1月の工業小表56件及び合計94件4月の合計109件は明らかな誤りと思われるのでそれぞれ、55件、74件、104件として計算した。

(4)小数点以下第二位を四捨五入して計算した。

(5)其の他の産業には農林業、水産業、商業も含む。

(6)大原社研『日本労働年鑑第22集』32~7ページより作成。

注(14) この統計には、福岡、東京、福井、長野、愛知、山口、高知などの都府県は、内容不明のため、除いてある。従って以下の数字から結論を出すことは危険であるが、大体の傾向は知れるであろう。中央労働学園編『労働年鑑昭和22年版』、269~270ページによる。

に不参加8件、報告不明のもの1件で、大多数は職員・技術者の参加を得ている⁽¹⁵⁾。これは、戦後発生した労働組合のほとんどが企業内労働混合組合であったことと無関係ではない。しかし、職員・技術者が多数争議へ参加した真の原因としては後にも明らかにされるごとく、賃金の極端な低下による生活苦があげられよう。当時は労務者のみならず職員・技術者の賃金も飢餓的水準に押し下げられていた⁽¹⁶⁾。当初は生活を守るために労務者も職員も一緒になって立ち上がった。それが「生産管理」という創意溢れる闘争形態を生み出したのであった。

ではまず第一に、当時の争議の産業別分布状況を見ることによって、どの産業において争議が熾烈であったか、またいかなる産業の労働者が闘争を主導したのか、を明らかにしておこう。

'46年1月から6月の争議で中心的役割を果たしたのは表2からも明らかのごとく、機械器具工業、石炭鉱業、金属工業の三つの産業の労働者であった。4月にはこの三つの産業で争議件数の48.1%、参加人員の61.5%を占めており、5月ではそれぞれ、43.9%、55.4%となっている。そこで、さらに厚生省調べによって'46

表3 産業別「生産管理」争議件数
('46年1月～6月の累計)

	争議件数	比率(%)
工業 小計	82	69.5
金属工業	14	11.9
機械器具工業	32	27.1
化学工業	12	10.2
瓦斯電気水道業	12	10.2
紡織工業	1	0.8
食料品工業	2	1.7
その他の工業	9	7.6
鉱業	15	12.7
交通運輸業	8	6.8
その他の産業	13	11.0
合計	118	100.0

備考(1)厚生省調べ。

(2)その他の工業には印刷製本業、製材・木製品工業などが含まれる。

(3)その他の産業には商業、公務自由業などを含んでいる。

(4)中央労働学図編『労働年鑑昭和22年版』283～4ページより作成。

表4 企業規模別労働争議件数及び参加人員の割合(単位%)

	1946年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
50人未満	25.7 (1.3)	30.9 (2.2)	24.3 (0.8)	26.6 (1.2)	29.5 (2.0)	32.7 (2.8)	40.5 (3.5)
50人～99人	14.9 (1.9)	17.3 (2.9)	10.7 (0.9)	16.5 (2.3)	22.7 (3.8)	24.0 (5.2)	19.8 (4.5)
100人～499人	35.1 (15.6)	27.2 (15.2)	36.9 (10.6)	25.7 (11.1)	25.8 (13.1)	28.8 (22.3)	26.1 (19.0)
500人～999人	17.6 (20.6)	11.1 (16.5)	10.7 (9.1)	18.3 (23.2)	12.1 (19.3)	9.6 (21.3)	6.3 (12.5)
1,000人～4,999人	5.4 (18.5)	12.3 (44.9)	13.6 (35.6)	10.1 (32.0)	8.3 (34.5)	3.8 (26.2)	6.3 (42.7)
5,000人以上	1.4 (42.1)	1.2 (18.3)	3.9 (43.0)	2.8 (30.2)	1.5 (27.2)	1.0 (22.2)	0.9 (17.8)
合計 { (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
{ (件数)	74	81	103	109	132	104	111
{ (%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
{ (参加人員)	(42,749)	(35,153)	(83,141)	(60,917)	(58,978)	(33,554)	(37,233)

備考(1)本表における各月の争議件数及び参加人員は各月発生のもので未解決のため前月より繰越されたものを併せ計上した。

(2)本表にはストライキ、同盟怠業、工場閉鎖及び生産管理のほか争議行為をとみなわざるものうち第三者の調停斡旋せるものを含む。

(3)大原社研『日本労働年鑑第22集』56ページより作成。

注(15) 同上書、288ページ参照。

(16) この点については、黒川俊雄『日本の低賃金構造』大月書店、185～188ページ参照。

戦後民主変革期における「生産管理」闘争の役割

年1月以降6月までの「生産管理」の累計118件の産業別状況を示せば表3のとおりである。

「生産管理」は大体のところ、工業に多く、ついで鉱業、交通運輸業の順になっているが、工業のうちでは機械器具が総件数の27.1%、ついで金属の11.9%、化学、瓦斯電気水道の各10.2%と高く、食料品1.7%、紡織0.8%と低くなっている。一般争議において件数で最高の機械器具工業が「生産管理」においても第一位にあ

り、同じ期間の争議一般における比率と同水準である。一般争議の割合に比して多いのは金属工業、化学工業、瓦斯・電気・水道業、その他の工業や公務自由業などで、紡織工業などでは逆に少なくなっている。また交通運輸業は約6.7%と一般争議より高くなっている。

第二に、企業規模別分析によって争議のたかまりと規模の大きさとの関連をみるとつぎのようになっている。労働運動は3月から5月へと昂揚をみせたが、表

表5 労働争議における要求事項別件数の割合（単位%）

	要求事項	1946年1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
組協 合議 及 び権	組合承認	(4.7) 4.5	1.3	1.6	0.9	—	—	1.5
	団体交渉権	(9.9) 9.5	6.7	6.4	5.9	—	—	4.8
	労働協約の締結	(—) —	—	—	—	8.3	4.1	2.2
	小計	(14.6) 14.0	8.0	8.0	6.8	8.3	4.1	8.5
賃金・労働時間など労働条件	賃金増額	(28.6) 27.4	22.5	24.5	27.2	23.1	23.0	24.7
	賃金算定方法の改正	(1.1) 1.0	1.9	1.3	1.2	0.8	3.2	1.5
	解雇退職手当	(3.7) 3.5	6.3	4.6	4.9	2.6	1.5	4.0
	税金会社負担及免除	(0.6) 0.6	2.9	4.5	3.5	—	—	1.7
	賃金減額反対	(—) —	—	—	—	0.6	—	0.1
	休業手当	(—) —	—	—	—	0.2	0.9	0.2
	賃金支払	(—) —	—	—	0.3	0.8	0.9	0.3
	労働時間の短縮	(9.0) 8.7	6.5	8.6	7.5	9.3	6.1	7.9
	有給休日	(8.0) 7.6	7.8	8.6	9.2	10.1	8.7	8.7
	福利施設	(7.5) 7.2	4.2	4.1	5.2	5.5	2.3	5.0
小計	(58.5) 56.0	52.1	56.2	59.0	53.0	46.6	54.1	
経営・労働・人事問題	監督者排斥	(5.8) 5.6	5.2	7.3	6.9	6.9	3.8	6.0
	経営参加	(7.7) 7.4	6.9	6.4	7.2	5.7	5.8	6.6
	物資増配配給の公正	(—) —	5.9	4.8	6.4	4.2	4.1	4.1
	人事参与	(3.0) 2.9	3.8	6.1	4.6	1.6	3.8	3.6
	機構改革	(4.3) 4.1	5.5	2.5	2.9	3.4	2.9	3.8
	人材登用	(0.2) 0.2	—	—	—	—	—	0.0
	職員労働者差別撤廃	(1.1) 1.0	4.0	0.6	2.3	—	—	1.4
	工場閉鎖反対	(—) —	—	0.3	0.3	0.6	1.7	0.4
	休業反対	(0.2) 0.2	—	—	—	0.6	—	0.2
	作業方法反対	(—) —	0.2	—	0.3	0.4	—	0.1
	解雇反対又は復職	(2.2) 2.1	2.7	2.9	2.9	3.2	3.5	2.8
小計	(24.5) 23.5	34.2	30.9	33.8	26.6	25.6	29.0	
その他	(2.4) 2.3	5.7	5.4	0.9	12.3	23.8	8.2	
計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
計 (件数)	(465) 485	524	314	346	506	344	2,499	

備考(1)本文中の1月の計485件は465件の誤りと思われるので、ここでは465件でも計算した。

(2)中央労働学園編『労働年鑑昭和22年版』275~6ページ(厚生省統計)より作成。

4にも明らかなごとく、この時期は1,000人以上の規模をもった争議が多く発生した。1月には件数5件、参加人員25,921人であったのが、3月には18件、65,378人と増加し、幣原内閣が総辞職した4月には14件、37,908人、そして復活メーデー、米よこせ大会、食糧メーデーと大衆デモが盛んであった5月には13件、36,406人が労働争議に参加した。しかし、6・7月へと大企業での労働争議は沈滞している。500~999人規模企業の争議も4月から6月へと昂揚している。ところで、499人以下規模企業の争議の推移は必ずしも労働運動全体の傾向に左右されてはいない。むしろ労働運動が昂揚したときには中小争議の件数もふえてはいるが、顕著な変化はみられなかった。このことは、労働運動が停滞したときにも中小企業の労働者は執拗に退却をこばんでいたことを意味するものとみてよいだろう。「生産管理」のみについての企業規模別件数や参加人員についての数的変化を明らかにしうる適当な資料は残念ながら見当たらないが、これまでの分析からも以上の傾向と大差ないことは容易に推察できよう。

第三に、わが国の労働者階級は敗戦後の混乱のなかで、どのような要求を掲げて闘ったのか、その点を明らかにしておこう。要求事項は争議の原因とはほぼ一致しており、当時の労働運動の性格をみるうえできわめて重要視される。厚生省統計によれば、'46年1月以降6月までの労働争議の第一義的要求事項件数累計1,012件のうち、727件すなわち約72%が賃上げを第一要求としている。つづいて監督者排斥57件(約6%)、解雇反対または解雇者の復職要求45件、労働協約の締

結19件、解雇退職手当の確立または増額15件、経営参加、労働時間短縮それぞれ9件の順となっている。争議に当っては、要求は必ずしも一項目に限らない。そこで厚生省統計をもとに1月以降6月までの総要求事項件数の要求事項別割合をみたのが表5である。敗戦当初、争議は主として賃上げ、組合承認、団体交渉権の獲得などの初歩的要求から始まったが、労働組合法施行の3月以降は、賃上げのほか有給休日や労働時間短縮の要求がふえ、また経営参加、監督者排斥、機構改革、人事参与、労働協約などの要求が多くなった。この点につき朝日新聞は6月9日現在の全国的調査の結果として、「労資交渉決裂の焦点は経営難を理由とする経営者側の工場閉鎖、解雇反対、広範囲に亘る経営参加要求、人事の民主的刷新の問題に集中されている。」と報じた。このように、この時期の労働運動は賃上げ、解雇反対、経営の民主化などの要求を掲げて、「生産管理」を主な争議手段として激しく闘われたのであった。そこで、更に詳しく、「生産管理」のさいの要求事項をみておきたい。

資料の制約で不十分さはまぬがれないが、表6は、'46年1月から5月までの生管争議104件の内訳である。これによると、全体の約70%が賃上げを第一義的に要求しており、これは先の一般争議の原因と変わらず、「生産管理」が生活不安に端を発していることを示している。だが争議の総要求事項件数を考慮すると、一般争議と同様に労働協約の締結、監督者排斥、経営参加など民主化の要求がしだいに増加しているとみて間違いないであろう。要求項目というのは、労働者の意識の高さをはかる指標となりうるものである。賃上げ要求をはじめとする経済的諸要求とならんで、敗戦直後には組合承認、団体交渉権の獲得などの要求がなされ、'46年にはいって労働協約の締結、監督者排斥や経営参加など民主化の要求がふえたことは、わが国労働者階級の成長を現わすものといえよう。

そこで更に、産業別の要求事項をみておきたい。資料の都合で'46年度の産業動向をみることになるが、労働協約の締結が最も多いのは機械器具工業で104件、これは総数の36.8%にあたっている。つづいて金属工業30件、石炭鉱業26件、製材・木製品工業21件が多い。労働協約の締結を全く要求していない産業は、自動車運送業、船舶運輸業、水産業、教育業などである。経営参加の要求が最も多いのは機械器具工業で51件を占

表6 生管争議での要求事項の割合

要 求 事 項	1946年1月~5月
労働協約の締結	4.8
賃金増額	69.2
賃金支払	1.9
賃金算定支給方法の変更又は反対	1.0
監督者排斥	6.7
経営参加	1.9
解雇反対又は解雇者の復職	3.8
その他	10.6
計 (%)	100.0
計 (件数)	104

備考 中央労働学園編『労働年鑑昭和22年版』286ページより作成。

注(17) 中央労働学園編『労働年鑑昭和22年版』, 274~275ページ参照。

(18) 朝日新聞, 1946年6月10日付。

め、石炭鉱業26件、化学工業21件がこれについている。人事参与、機構改革、監督排斥などの事項についても機械器具、石炭、金属、製材および木製品、化学などが多数を占め、食料品、印刷製本、土木建築、自動車運送、船舶運輸などの諸産業ではほとんど要求されていない。⁽¹⁹⁾ 当時は労働者階級のなかでも軍需生産で最も苦しめられた機械器具工業、石炭鉱業、金属工業、化学工業などで働く労働者や職員及び争議件数が少ない割には影響力の大きい新聞や映画などのマスコミで働く知識労働者などが民主的要求を掲げて闘ったのである。この傾向は、生管争議のみについてみてもほぼ変わらないと考えて間違いないであろう。

では、つぎに、これらマスコミ、機械、石炭、金属、化学などの諸産業の生管闘争のなかで代表的闘争でかつ主導的役割を果たした闘争の具体例を検討し、その闘争がいかに闘われ、また、どのようにして後退していったか、さらにはその闘争の結果獲得し、継続して労働条件の改善、経営の民主化を担っていくべき経営協議会にたいする政府・資本家の攻撃がどのようなものであったかを、明らかにしよう。このような検討を通して生管闘争の性格とその労働運動史における意義が明らかにされるだろう。

(三)

生管闘争が戦後、急速に一般化することになる契機は'45年10月の読売争議、12月の京成電鉄争議など、当初の「生産管理」が成功したことである。この成功がきっかけとなり、いわゆる「生産管理」が、当時争議手段を模索していた労働者に大幅にとり入れられることとなったのである。10月23日の朝、朝日新聞社では村山社長以下全重役が戦争協力の責任を負って総退陣し、「国民とともに民主主義革命を推進する」との宣言を発表した。ところが読売では従業員代表が要求した社内首脳部の戦争責任の追及、社内機構の決定的民主化、待遇改善などが正力松太郎社長に全面的に拒否され、逆に運動の指導者5名が解雇された。苦慮の末、労働者は「業務管理」戦術で立ち上がった。この戦術は「たたかうために必死になって模索した、いわば大衆

の創意⁽²⁰⁾であった。25日には社員代表による編集委員会が開かれ、その日以降、同紙は「民主主義にもとづき紙面を刷新、準備委員会の自主的管理を、全社員の結束によって紙面製作を、継続すること」が決定された。⁽²¹⁾ また、同じ日、従業員組合が結成される。

読売の生管体制は、まず、旧来の職制機構を重役会から切断し、しかも従来の会社組織、つまり、各部・課の自主性をできるだけ生かしながら、そのうえに構築された。闘争の指導は決議・執行機関としての最高闘争委員会を頂点に、従業員大会を基盤とし、実務執行機関として編集委員会、生産委員会、新聞製作・発行進行委員会が、これを補った。ところが経理・総務部門には「経営委員会」をつくることができなかった。

闘争委員会は、「生産管理」に入るやいなや、総司令部の新聞課や労働課とつねに連絡をとり、彼らの支持をとりつけるために努力した。総司令部の見解は、およそつぎのようなものであった。「従来の経営者および幹部が、戦争責任にたいする反省に欠けており、彼らに新聞の民主主義的運営を期待することができないから、民主主義的諸要求を会社側が受け入れるまでの期間、一時的に組合が生産、経営を管理して、民主的に運営することは論理的にも妥当なものである。」⁽²²⁾ 「ただし、それは短期的であることが望ましい。」

読売の労働者は、紙面をつうじて闘争の経過や目的などを報じ、新時代を切り開く新聞再建の方途や、戦争責任、敗戦日本の民主化などについて、つぎつぎとその見解を明らかにしていった。国民大衆の支援は日ごとに高まり、29日には日本社会党、労働組合結成準備会共催の「読売新聞闘争批判演説会」(当日、緊急動議により「読売新聞闘争応援民衆大会」と改めらる)が開かれた。山花秀雄の司令で荒畑寒村、松本淳三、加藤勘十、岡田宗司が演壇に立ち、「問題はひとり一新聞の闘争でなく、戦争責任の追及という意味で全国的なものである」⁽²³⁾ ことが強調された。11月10日には全国新聞通信従業員組合同盟主催のもとに、日比谷公園で、「読売新聞争議応援大会」が挙行され、社会党からは田原春次、中村高一、共産党からは袴田里見らが参加し、読売の労働者を激励した。

警察官出身の正力社長は、戦前から労働運動や民主

注(19) 大原社研編『日本労働年鑑、第22集』労働旬報社、46、49～50ページ参照。

(20) 増山太助『読売争議』並紀書房、57ページ。

(21) 労働省編『資料労働運動史、昭和20～21年版』労務行政研究所、7ページ。

(22) 増山太助、前掲書、62ページ。

(23) 労働省編、前掲書、7ページ。

化運動を徹底的に弾圧しつづけてきた経歴の持主であるが、戦後も労働組合運動に正面から敵対した。争議は長期化の様相を呈したが、国民大衆の熱烈な支援と労働者階級の共同行動に支えられ、さらにはその間、正力社長が総司令部によって戦犯容疑者に指名され巣鴨に出頭を命ぜられるという労働者側に有利な事件もあり、組合側の勝利に終わったのである。正力社長は退陣し、かわって老齢の馬場恒吾が社長に、組合長の鈴木東民が編集局長となった。

資本と経営の分離が原則的に認められ、また、経営者側と従業員側とそれぞれ同数とする経営協議会が設置され、編集および業務に関する重要事項はそこで決定されることとなった。この経営協議会は、労働組合としてではなく従業員として労働者代表を送るという制度的弱点をかかえていたが、当時の労働者側に圧倒的に有利という力関係の下で、労働組合幹部を従業員代表としてのみならず、経営者側代表としても多数送り出し、そこでは組合が絶対権をもっていた。この体制の下に2月いっぱいかかって、いわゆる「民主読売」といわれる新生「読売」の編集体制ができあがった。読売の労働者は「生産管理」を解いた12月12日付の社説「読売争議の解決」で「今日以後読売新聞は真に民衆の友となり永久に人民の機関紙たること」を宣言し、「飽くまで、民主主義革命の完遂」に努力することを強く国民に約束したのである。

しかし、またこの闘争の過程で読売労働者の弱点も明らかになりつつあった。それは「記者たちの反共主義⁽²⁴⁾」であり、また争議の調停での待遇改善問題の欠落による「指導者と工場労働者、下級社員のあいだの不信感⁽²⁵⁾」であった。これらの弱点は先に指摘した「経営委員会」の欠如や経営協議会の欠陥とともにその後、運動を深化させるうえで大きな障害となったのである。だが、

それにもかかわらず、この「生産管理」=「業務管理」という新戦術は、当時の労働運動に大きな刺激を与えたのであった。

読売争議が解決した当日、京成電鉄労組が「生産管理」に入り、翌12日にはスト中の三井美唄労組が「生産管理」に突入した。ところで、日本共産党は12月1日に開かれた第四回大会で「主要企業にたいする労働者管理」を行動綱領としてすでに決定していた。

京成電鉄では12月5日に組合が結成されたが、それと前後して会社側に要求書⁽²⁶⁾が提出された。第一次要求として団体交渉権の容認、賃金の5倍即時値上げ、配給品帳簿の提出公開が要求され、さらに第二次で戦争犯罪者、戦争責任者の即時退陣などの要求が追加された。ところが会社側は団体交渉権を認めただけでそのほかの要求を事実上拒否した。組合は10日、闘争開始の指令をだし、11日の始発から無賃輸送を開始した。この「無料運転は、東交が越冬資金獲得闘争で破れた場合、闘争手段として採用しようとしていた新戦術でそれを記者が京成にサセストした。」ものであった。⁽²⁷⁾この無賃輸送は13日までつづけられたが、14日からは修理のできた車で平常運転にかえり、同時に、組合による「経営管理」をおこなったのである。その前日、津田沼の争議団本部へ総司令部員二名が来訪したが、組合長の説明を聞いて激励して帰って行った。⁽²⁸⁾「経営管理」期間中、労働者の出勤率は100%の好成績で、故障車は迅速に修理され、電車が増発されたため乗車賃の増収をみたほどであった。労働者は「経営管理」をおこなうことにより会社経営の実態を把握することができ、運賃を闘争本部で保管することにより一日の収入を明確にし、彼らの要求が決して不当なものではないことを確認して意を強くした。⁽²⁹⁾適切な戦術と強固な団結に支えられながら組合は22日、第三次の要求書を

注(24) 増山太助、前掲書、105ページ。

(25) 同上書、120ページ。

(26) 要求獲得の経緯については、京成電鉄労働組合『わが闘いと建設の歴史——京成電鉄労働組合16年史——』1962年7月20日刊、のなかの「無賃、生産管理闘争」が詳しい。

(27) 労農記者懇話会『労働運動見たまま1』時事通信社、30ページ。

(28) 京成電鉄労働組合、前掲書48ページ。

(29) 労農記者懇話会、前掲書によると、経営管理期間中の14日から18日までの計5日間の売上高はつぎのようになっていた。

	円 銭
14日	42,534.40
15日	48,865.33
16日	55,933.35
17日(日曜日)	34,445.30
18日	47,382.52
	229,160.90

このように「経営管理」によって会社経営の実態を把握したことが、賃金5倍値上げ要求を貫徹しえたひとつの原因となった。

戦後民主変革期における「生産管理」闘争の役割

会社側に提出する。そのなかで組合は労資代表それぞれ13名よりなる経営協議会の設置を要望した。ここに至って会社側は賃金の五倍値上げを容認するかわりに、経営協議会を業務懇談会とするよう画策してきた。しかし、組合はこれも拒絶し、結局29日、労働者側の全面勝利に終わったのである。この争議は読売争議とは違って現場の労働者が中心になって闘われただけに工場労働者に与えた影響は大きかった。

千葉県稲毛の加藤製作所で労働者が立ち上がり、賃金の三倍値上げ、配給物資の組合管理などを要求し全面的に貫徹した。同じ頃、船橋の水産化学が「生産管理」に入って賃金五倍値上げの要求を獲得した。これがまた刺激になって、加藤製作所の組合は、翌年1月24日再度、賃金五割値上げ、軍国主義幹部の追放および社内民主化断行、配給帳簿の公開などを要求し、団体交渉のすえ全面的に勝利した。なお、この闘争により組合は団体協約を獲得し、そこでは従業員の採用・解雇は組合の承認なしにはおこなわないこと、生産協議会の設置などが決められた。その後、労働者は生産協議会を通じて、新就業規則の作成、欠勤者にたいする制裁的賃金控除制の廃止、請負制の撤廃、月給制の確立、主任役付の自発的辞職、それにかわる生産委員長の公選などの民主的改革をなしとげたのである。⁽³⁰⁾

このほか1月には日立精機足立工場をはじめ、関東配電、赤十字社中央病院、東芝、沖電機、九州猪之鼻炭鉱、日本製靴などが賃上げ、幹部退陣、経営参加などを要求して、つぎつぎと「生産管理」に突入した。日本鋼管鶴見製鉄所の労働組合が賃金の三倍値上げ、首切り反対などを要求して「生産管理」に入ったのは1月10日であった。「生産管理」とはいても基幹産業では容易なことではなく、組合の手によって生産するという職制排除の組合管理に重点が置かれた。「生産管理」中は本社との直接交渉がつづけられた。会社側は課長をつかったり、あるいはあたかも占領軍の意向であるかのように「生産管理は違法である」という長文の掲示を貼ったりして切崩しの宣伝を始めた。そこで組合の代表は総司令部民間情報部へコンスタンチーノ部長を訪ね話合ったすえ、「GHQは労働運動に干渉し

ない。資本家の不当の圧迫⁽³¹⁾に対しては組合を援助する。」という好意的な回答を得た。26日、本社で重役会が開かれる目をねらって、組合は大衆デモをかけ、本社ビルで社長と団体交渉のすえ要求を貫徹した。

労働者が自らの力で生産や経営を管理・運営するのをみて狼狽した政府は、2月1日、内務、司法、商工、厚生⁽³²⁾の四大臣の連名による概ねつぎのような声明を発表した。

近時労働争議等に際しては、暴行、脅迫または所有権侵害等の事実も発生を見つつあることは真に遺憾に堪えない。かかる違法不当なる行動に対しては、政府においても、これを看過することなく断固処断せざるを得ない。⁽³²⁾

四相声明は明らかに「生産管理」の弾圧を目的とするものであったが、総司令部はこれを黙認した。これにたいして、四相声明の直接のきっかけとなった鶴鉄労組をはじめ、関東労協、全炭、新聞通信、鉄鋼などの各職場、各産業で弾圧反対の決議がなされた。関東金属産業労働組合準備会はつぎのような決議文をだして四相声明を批判した。

労働組合の闘争手段としての経営管理は現在の資本家の生産サボタージュに対抗して生産を遂行し、飢餓とインフレの危機を打開し、人民を窮乏から救う唯一の方法であり、これを必然ならしめた資本家側の貪慾なる怠業に対し何等ふれることなく、逆に所有権侵害呼ばわりすることによってこれを阻止せんとすることは、彼等の一方的弾圧の意図を露骨に示すものにはかならない、かかる事実を無視して警察的干渉を復活せんとする陰謀に対し我々は絶対に反対するものである。⁽³³⁾

生管弾圧反対の声が高まるなかで総同盟も7日、代表が厚生省に赴き、労働者の「生産管理」を合法化するよう、芦田厚相に進言した。共産党も四相声明には全面的に反対した。帰国して間もない野坂参三は「四相声明の如きものを何故いま出すのか」とこれを批判し、「共産党はこれを全日本労働者の問題として取扱⁽³⁴⁾い、あくまで弾圧に反抗する」と抗議した。ところが社会党の松岡駒吉は、労資協調の目的を達するために四相声明もやむを得ず、との態度を表明し共産党と

注(30) 労働省編、前掲書、27～29ページ参照。

(31) 日本鋼管鶴見製鉄所労働組合編『鶴鉄労働運動史』駿台社、61ページ参照。

(32) 労働省編、前掲書、31ページ。

(33) 同上書、32～33ページ。

(34) 朝日新聞、46年2月3日付。

一線を画した。「社会党としては、政府の態度を無暗に弾圧せんとして乗り出したものと解釈していない」と述べ、「もっと穏健な態度をとるよう考慮する必要がある」と労働者側に自重を促している⁽³⁵⁾。このように当時、右派が主流を占めていた社会党は「生産管理」には否定的態度を示した。

政府は8日、四相声明にもとづき、内務省警保局長名をもって「不法行為の防止取締」についての通牒を発した。この通牒では「生産管理」については「主務省より何分の指示あるまで本件取締の対象とならざること」と一応留保された。そして、労働組合法にもとづいて設置される予定の労働委員会を労働争議のさい⁽³⁶⁾役立てるよう謳われていた。このような政府の相つぐ労働運動への弾圧にもかかわらず、生管闘争は経済危機、生活危機が深刻化するなかで支配階級の動揺をついて全国に波及していった。

この通牒のてた当日、三菱美唄労組が「生産管理」に入り、11日には「経営管理」へ移行した。この争議の直接のキッカケは坑内5円、坑外3円の出勤手当の要求であった。この手当を打切るといって頑強に譲らない会社側の不誠意な態度は、飢餓線上にあった労働者やその家族の怒りを爆発させ、結局、いわゆる「人民裁判」によって賃上げ、出勤手当の存続などの成果を獲得したのである。しかし、この争議においても当初に、「破壊行為をやらなければ生産管理はやってよろしい⁽³⁷⁾」との占領軍の承諾を得ていたことを忘れてはならないだろう。

大日本工機岸和田工場の労働者が12日、配転反対と退職金要求を掲げて「工場管理」に入り、21日には、のちに読売従組とならんで占領軍の攻撃的とされた北海道新聞労組が「業務管理」に突入した。2月には、このほか古河電機工業やオリエンタル写真工業など総計20件、1万5千名が生管闘争に参加した。生管闘争が昂揚し、経営協議会を設置する企業がふえつつきているという状況下で、25日、共産党は第五回大会を開き、その宣言のなかで、先の第四回大会決定の行動綱領を、「労働者が参加する経営協議会制度による産業の経営⁽³⁸⁾」へと改めたのである。

3月に入ると、長期間争議をたたかった江戸川工業所、日本ステンレス高岡工場、東洋合成新潟工場など

が「生産管理」に突入する。三井系の東洋合成新潟工場では工場閉鎖、首切りに反対して13日に労働組合は「生産管理」に入った。硫安生産に転換可能な施設をもちながら、資本家は生産にのり出そうとはしなかった。そこで労農の提携によって、農民が渴望している硫安製造を行なう計画が立てられた。官僚統制の支配しているなかで、小規模ではあったが、労働者と農民の力によって硫安は生産され配給された。

同工場では「生産管理」に入った当初、資金に最も困難を感じていたが、同じく「生産管理」を継続中の江戸川工業所から、メタノールを売却することとして30万円を前借している。また、賃金の支払いや雇入・解雇についても組合が独自の方式で行なった。6カ月に及ぶ長期の闘いの末、労働者は工場再開を勝ちとり、労働協約の締結、経営協議会の設置、人事の刷新など大きな成果を獲得したのである。

1月以来、生管闘争をつづけていた鉄道機器労組は3月9日、勝利をもって「生産管理」をうち切った。他方では、京都第二赤十字病院、東京光学、九州宝珠山炭鉱、北海道雄別炭坑、東芝車輛などがつぎつぎと生管闘争に加わっている。

東宝労組は3月23日、団体協約の締結、労働条件待遇・給与の徹底的改善、経営企画への参画などを要求して争議に入った。撮影所は「生産管理」、本社と各劇場は「経営管理」に突入する。観覧料の収入は争議団側で管理した。組合は争議の実情を訴え、家族や国民大衆の支持・協力をもとめるために、東京をはじめ全国各地で無料公開の宣伝戦を行なった。東宝労働者6千名の闘争は、大映、日映、朝日の各社にも大きな影響を与え、全映画演劇従業員の共同闘争に発展した。31日には、全映臨時大会が有楽座で開かれ、約2千名の各組合代表や組合員の参加のもとに、共同闘争委員会の結成がなされた。大会後、全映傘下組合員は東宝労働者を先頭にデモ行進をして、東宝、大映、日映、松竹、朝日の各社を訪問、代表をあげて各社重役に待遇改善、経営協議会の設置、社内民主化の決議要求を手交した。この共同闘争は関西へも波及する。このような闘いのなかで4月3日会社側は要求を全面的に承認するにいたった。その後も、資本家が動揺をつづけるなかで芸術家と労働者がヘゲモニーをとって、'46年

注(35) 同上。

(36) 山崎五郎『日本労働運動史』労務行政研究所、116~117ページ参照。

(37) 炭鉱の生活史編纂委員会編・三菱美唄炭鉱労働組合文教部『炭鉱の生活史、資料集第5集』、48ページ。

(38) 『日本共産党綱領問題文獻集』日本共産党中央委員会出版局、95~107ページ参照。

には、メーデーを扱った「明日をつくる人々」や楠田清の「命ある限り」、今井正の「民衆の敵」、黒沢明の「わが青春に悔なし」などの良心的な映画がつくられるのである。

3月の生管争議件数は39件と1月の3倍、2月にくらべてもほぼ倍増した。この頃になると、日本コロンビア従組のように社内民主化運動をはじめ、その一環として部長公選を企図したり、また、設置された経営協議会をつうじて、従来の会社内規たる表彰および懲戒規程の改正、会社内食堂及び配給所の運営および消費組合組織と常設の厚生委員会などの具体化、残業および臨時出勤手当についての改正などを実現する組合もでてきた。

4月になっても労働運動の勢いは衰えず、北炭系の諸鉱では幌内鉱をはじめとし、つぎつぎと「生産管理」を実施、また帝国石油大森合金所、日本競馬曳曳などの労働者が生管闘争に入った。6日に始まった高萩炭鉱の「生産管理」は、炭代支払い先をめぐって高萩炭鉱労組と日炭従組が共同闘争を展開したことで注目をひいた。

この炭鉱は創立以来、社長の独裁によって経営されていたが、増産運動の推進を契機に、組合は倉庫の公開と経営参加の手段としての経営協議会の設置を要求した。社長はその要求を頑強に拒否したため、組合は「生産管理」に入った。その際、組合の代表はわざわざ上京して占領軍に事情を訴え、その結果、大いに奨励され、保護された。⁽³⁹⁾「生産管理」期間中、掘進・保安の設備は改善され、生産は大幅に上昇した。ところで問題は経理・販売をどうするか、であった。そこで問題となったのが、戦時中からの石炭配給統制の元締め、日本石炭株式会社（日炭）への石炭買い取りと組合への炭代支払いの要求であった。このたたかいで、同じ全炭傘下の日炭従組と共同闘争を展開し、石炭庁の「炭代は会社に支払え」という指令や、商工省の「代金は会社へ」という指令をはねのけ、ついに「石炭代支払いは当事者に一任する」との覚え書きをかちとったのである。こうして正式に「生産管理」中の石

炭を日炭が買い取り、代金を組合に支払うこととなった。⁽⁴⁰⁾その後も資本家はあきらめず、政府や職組連合会、さらには暴力団を利用して組合に攻撃をかけたが、日炭従組や地域の労働組合の応援に支えられ、高萩労組は「生産管理」否認の政府声明が出された翌日、きわどいところで勝利をかちとったのである。その結果、一部幹部の罷免、係員の左遷、賃上げ、出勤賞与の存続、経営参加などの成果をえた。

4月になると、資本家の生産サボタージュに対抗する一時的争議手段としての「生産管理」の増加と平行して、経営民主化の恒常的組織として経営協議会を獲得する組合が益々ふえてきた。厚生省労政局の報告によれば、経営協議会の設立状況は'45年12月に3件、'46年1月に7件、2月に14件であったのが、共産党の方針転換後の3月には69件、4月には89件と急激に増加している。⁽⁴¹⁾

この頃、反政府闘争は異常に昂揚しており、4月7日の幣原内閣打倒人民大会をはじめ、大会・デモが連日くりかえされ、赤旗の波が首相官邸をとりまいていた。10日の統一選挙の敗北後も幣原内閣は少数の進歩党を与党として、旧体制維持のためにあくまで居すわろうとした。このとき、食糧危機は絶頂に達しており、それにたいして何ら対策を講じようとしないう古い政治支配にたいする国民の怒りが爆発する。22日、幣原内閣は総辞職を余儀なくされた。⁽⁴²⁾

労働者階級は、4月初旬に「生産管理」実施中の東芝車輛、江戸川工業所、日炭などが中心となり、これにライト自動車、加藤製作所、日本製靴、関東化学工業、関東金属、関東労協などが加わって提唱団体となり、「生産管理」弾圧反対の運動を盛り上げた。12日には、これら諸団体の提唱に応じて宮城前に38組合約7千名の労働者が集まり、「生産管理弾圧絶対反対労働者大会」が開かれた。終了後ただちにデモに移り運輸省と商工省にそれぞれ、「生産管理」の正当性の承認、「生産管理」にたいする弾圧撤廃、反動的官僚の退陣などの諸項目についての要求書を提出した。このような運動に支えられて17日、人事に関する同意約款の問題で

注(39) 「高萩の生産管理闘争」『日本炭鉱労働組合運動史資料』日本炭鉱労働組合運動史編纂委員会刊、1958年6月、による。

(40) 実際には、炭代を組合側と会社側に二重払いしていた。(朝日新聞、4月21日付。)

(41) 大原社研編、前掲書、318ページ。

(42) この点については、とりあえず中西功『戦後民主変革期の諸問題』校倉書房、松尾淳発「旧支配体制の解体」『岩波講座、日本歴史22』岩波書店、高橋彦博「占領下、社会党政権の成立過程」『労働運動史研究55・56合併号』労働旬報社、など参照されたし。

会社側と対立、「生産管理」に入っていた東芝車輛がその要求を貫徹した。この労働者大会はさらに「生産管理」の合法化をめざして共同闘争委員会へと発展していった。すなわち幣原内閣崩壊後の4月24日、前記諸団体の提唱で、「生産管理弾圧反対闘争委員会」の結成大会が、37工場500名の参加のもとに京橋公会堂で開催された。⁽⁴³⁾ 挨拶に立った共産党の徳田球一は「生産管理のほか今日の緊急の問題は食住の問題だ。これを解決するためには反動内閣の出現を阻止せねばならぬ。労働者は力を結集し、その要求を支援する政党と共同闘争を展開せねばならぬ。」⁽⁴⁴⁾と述べ、また加藤勘十は「社会党は生産管理弾圧反対を党議としては決定して居らぬが、労働連絡部長として本委員会を支持する。階級的良心に基いて出来るだけのことをすることを誓う。」⁽⁴⁵⁾と声明した。自由法曹団の上村進は「生産管理は明らかに合法である。労働者は自信をもって闘ってもらいたい。」⁽⁴⁶⁾と激励した。

この大会で決められた綱領は、「生産管理」の合法性の獲得、「生産管理」の効果的遂行、「生産管理」の徹底による全労働者階級の高度組織化などであった。当日はとりあえず、この運動に消極的であった社会党に対し、「生産管理」弾圧絶対反対の闘争を議会内外において展開することなど四項目の要求書を提出した。⁽⁴⁷⁾

'35年以来禁止されていたメーデーが11年ぶりに復活し、全国労働者125万人の参加をえて盛大に挙行されたのは5月1日であった。この日、東京の中央メーデーは宮城前広場でおこなわれ、約20万の労働者大衆が赤旗とプラカードを立てて参加した。司会者重盛寿治(東交)の開会の辞に始まり、総同盟の山花秀雄、関東労協の伊藤憲一、産別会議の聴涛克己、社会党の加藤勘十、共産党の徳田球一などの諸氏が労働者の解放を叫んだ。この大会では保守反動政権反対、社会党を首班とする民主人民政府の即時樹立、戦犯の追放、食糧の人民管理、働らけるだけ食わせろ、「生産管理」弾圧絶対反対、産業別単一労働組合の結成、労働戦線の統一、民主人民戦線即時結成などが決議された。また、全国各地のメーデーにおいても、食糧危機突破、労働戦線の統一、「生産管理」弾圧反対、民主人民政府の即時樹立が叫ばれた。

この頃、食糧不安は極度に深刻化しており、買出し

への狂奔を駆り立てると同時に、食糧獲得のための大衆運動を各地に激発させていた。5月12日の東京世田ヶ谷区民大会は、ついに民衆の宮城へのデモ行進にまで発展するに至った。このような労働運動・大衆運動の昂揚をまのあたりにして、アメリカ代表で議長のアチソンは、15日の対日理事会で、「アメリカはその本国においても日本においても共産主義に味方するものではない」という反共声明を發した。しかし、その後も下から盛り上がった運動は衰えず、それは19日の食糧メーデーで頂点に達した。これには労働組合、一般市民、文化団体、農民組合等広範にわたる25万余(主催側発表)の労働者大衆が参加した。労働者大衆の民主人民政府樹立の強い要求は吉田内閣の組閣を難行させ一旦は断念させた。これに驚いたマッカーサーは、20日、つぎのような警告の声明を大衆に向けて發し、占領政策の転換を示唆したのである。

日本が封建的・軍国主義的国家から民主的国家へ移行せんとする過程に合理的、民主的手段をとる自由は認められているが、今日既にその兆しを見る如き秩序なき暴力行為は今後絶対に許容されない。彼等は単に秩序ある統治のみならず、占領軍の根本目的と安全とを危殆ならしめるものである。もしこれら日本国民の一部少数が現下必要とされる自制と自尊心を維持し得ない場合は、余はかかる悲しむべき事態を匡救するに必要な手段を講ぜざるを得なくなる。⁽⁴⁸⁾

マッカーサーの警告がいかにか甚大な効果を及ぼしたかは、つぎのマーク・ゲインの言葉からも察しられよう。「この声明の効果は正に驚嘆すべきものだった。これほどまでに反響をよびおこした措置を私は思い出すことができない。組合や左翼政党の本部は驚倒し、保守派はおおびらに歓喜した。この声明の内容が首相官邸に伝えられるや否や、『坐りこみ』の連中は静粛に退却した。今日、または今週中に予定されたデモはことごとく中止された。今の今まで、街頭示威以外には政治を新しくする方法はないと説き立てていた日本の新聞は、大慌てでまわれ右した。」⁽⁴⁹⁾

労働運動・大衆運動に突き上げられ統一戦線派へと押し流されていた社会党右派は、「新しい情勢に即応して事態を再検討する」と声明し、組閣できず動揺して

注(43) 朝日新聞、1946年4月25日付、ただし、労働省編、前掲書、99ページでは約40組合300名の参加、となっている。

(44)(45)(46)(47) 労働省編、前掲書、99ページ。

(48) 労働省編、前掲書、119ページ。

(49) マーク・ゲイン『ニッポン日記(上)』筑摩書房、202ページ。

いた自由党の吉田茂はこの声明で完全に立直り、22日吉田保守連立内閣が成立した。24日には天皇が、ラジオを通じて三度にわたり国民に耐乏生活を訴えた。また、29日にはアチソンが再び対日理事会で、行動の全体主義化を警告し、少数分子の煽動を排撃する旨の演説をおこなった。⁽⁵⁰⁾日経連の母体である関東経営者協会が設立されたのも、ちょうどこの時期であった。このような反動の嵐のなかで6月5日、日炭、東芝車輛、日立亀有など39組合は、京橋公会堂で生管弾圧共同闘争委員会を開き「生産管理は争議手段として自然発生的に生まれたものゆえ、既成の法理論でこれを取締り、資本家の生産サボには何等建設的努力を払わぬのは断じて容認できぬ」との声明を出した。⁽⁵¹⁾津々良ら20余名の代表は、星島商相と面会し決議文を提出したが、これにたいして商相は「自分は生管は逸脱だと思ふ。生管という最悪の事態をひき起さぬような、弾力性のある経営協議会をつくりたい。」と回答し、「生産管理」を否認した。⁽⁵²⁾

9日、総司令部経済科学局労働課のコンスタンチノ少佐は、6日某紙に掲載された、「同少佐が4日記者団と会見、生産管理は合法であり、総司令部が承認かつ了解している対策であると語った。」とある記事を、否定した。⁽⁵³⁾これと関連して総司令部のスポークスマンは、つぎのごとく司令部の見解を明らかにした。

労働争議に関連して、労働者が生産手段の占拠、即ち生産管理をやるのが合法か否かの問題は、日本の法規が決定すべきものである。日本の官憲は労働争議において混乱をしづめ、個人が危害を加えられたり、加えられんとすることに対して、これを防止するための行動をとることが出来る。更に彼らは争議の過程において、犯罪的行為をなすものに正当な措置を講じた後、これを逮捕することが出来る。⁽⁵⁴⁾

(傍点筆者)

さらに12日には「占領目的違反取締令」がだされた。これに力を得た政府は、翌13日、「生産管理」を否認し、経営協議会の設置を要望するつぎのような声明を発し

た。

政府としては、最近起った生産管理なるものは正当な争議行為と認め難い。これを放任しておく、遂に企業組織を破壊し国民経済を混乱に陥し入れる。この際、国家的見地に立ち、生産増強のために、経営者側及び労働者側の代表で構成する経営協議会等を各企業に設け、争議を必要としないような措置を予め整えて置くことが望ましい。⁽⁵⁵⁾(傍点筆者)

同時に「経営協議会に関する書記官長談」を発表し、さらに具体的に政府の構想を明らかにした。そこでは経営協議会は、労働者の希望した経営民主化の手段というよりは、むしろ生産復興のための労資協力機関として位置づけられた。また、この談話のなかで各企業が参考にすべき経営協議会の組織内容などについての適当な案を中労委などに依頼し、作成して発表することが提示された。⁽⁵⁶⁾

産別共同闘争委員会では翌日、緊急会議がひらかれ、政府声明の検討がなされた。そこでは「生産弾圧にたいしては生管強行をもって闘うという基本的態度」の決定と同時に「これ(生管闘争……筆者)がかなり困難な条件も出ていたので『従来極力回避して来たストライキ・サボなど』もおりまぜた屈伸性ある総合戦術を採用する」ことが決められた。⁽⁵⁷⁾これらを転機として労働組合の闘争戦術は主としてゼネストをめざす方向へ移行していった。政府、独占資本のみならず、占領軍の弾圧に抗して「生産管理」を継続、拡大し、労働運動を発展させていく力はわが国の労働者階級にはまだ備わっていなかった。読売争議の再発と江戸川工業所争議の敗北はこの反動の時期の開始を告げるものであった。

政府声明が出される前日、読売新聞に第二の争議がおこった。

それは占領軍の弾圧政策が原因していた。世論にたいするマスコミの大きな影響力を重視していた占領軍、政府、独占資本は一致団結して「民主読売」の労働者にたいする反撃を開始した。占領軍総司令部新聞課は、プレスコードにたいする違反という名目で組合幹部6

注(50) 労働省編、前掲書、110~111ページ参照。

(51) 朝日新聞、1946年6月6日付。

(52) 同上。

(53) 朝日新聞、1946年6月10日付。

(54) 同上。

(55) 労働省編、前掲書、135~6ページ。

(56) 大原社研編、前掲書、319~320ページ。

(57) 『産別会議小史』(『労働運動史研究』53号)労働旬報社所収、126ページ。

名の首切りを命令した。占領軍の指示と後押しをうけた馬場社長は、組合長鈴木東民をはじめとする組合幹部を解雇した。解雇反対闘争は総司令部新聞課長インボデン少佐の来社による威嚇や7月16日の武装警官隊500名と暴力団のなぐりこみによって弾圧された。これは、戦後初の警察力による大規模な争議弾圧であった。⁽⁵⁸⁾

3月1日から「生産管理」を成功裡に進めてきた江戸川⁽⁵⁹⁾工業所争議が敗北したのもちょうどこの時期であった。

三菱傘下の江戸川工業所東京工場の従業員は1月10日、労働組合を結成し、22日になって会社側に、待遇改善、八時間労働制、団体協約の締結など九項目にわたる要求書を提出した。会社側は組合の要求を頑固に拒否し交渉は決裂、労働者は「生産管理」に入っていた。この工場はメタノール、ホルマリンなどの生産を行っていたが、戦後は生産を停止し、在庫品も価格騰貴を見越してほとんど出荷せず、これを隠匿していた。そこで組合は「生産管理」開始とともに、種米の消毒用及び養蚕用として緊急に必要とされていたホルマリンの出荷を始める。労働者は食糧危機の打開に鼓舞され、就業率は上昇し、その団結と幹部の情熱、さらには日炭従組、全農職組などの積極的な支援と共同闘争に訴えることによって資金・資材の障害を打破し、能率よく生産をつづけた。闘争組織の面では、まず非民主的な幹部や非協力組合をこの機会に追い出してから、工場運営の方針を決定する「生産管理」委員会を新たにつくった。これに闘争委員会と組合の中央委員会の三者が一体化して闘争を行なったのである。闘争委員会が最高の指導権を握り、生産委員会は技術面の担当に重点をおいていた。このように労働者が立派に「生産管理」を担いつづけながら、争議はなぜ敗北しなればならなかったか。

それは組合の指導部が生管闘争中、経営者と一度も交渉しようという姿勢をみせず、労働者内部の不安を無視して交渉を放棄してしまったことに原因があった。指導部は「生産管理」を労働者の階級的・民主的意識を高め団結を強化する手段として徹底的に利用することができなかった。経営者との交渉を通じて労資対立を鮮明にさせ、立派に「生産管理」を担いつづけたその力で、諸要求を貫徹すべきであったろう。「生産管理」を目的化してしまった結果、指導部は追放され、結局、何一つ成果をあげえずに労働者は「生産管理」

を打ち切らねばならなかったのである。これは上部団体の指導の欠如と組合幹部の指導上の誤り、さらには労働者が高い階級的・民主的意識を持続させることができなかったというわが国労働者階級の未熟さが、占領軍・政府・独占資本の弾圧の強化によって露呈したものであった。

この二つの闘争の結末は、一般に、公然たる「生産管理」が闘争の主要な戦術としてたかかわれた時期が終ったことを告げるものであった。

(四)

敗戦直後、わが国の労働者階級は「生産管理」を主要な争議手段として資本家に対抗したが、これは民主主義革命や戦時中のいわゆるレジスタンス運動を経験していないわが国の労働者が、アメリカ帝国主義の占領下で、資本家の物資隠匿、生産サボタージュにたいしてとった争議形態であり、民主化のための組織であった。物資を隠匿し、生産サボをする資本家を相手に賃上げや解雇反対闘争を行なおうとすれば、当然、軍国主義者や生産に非協力的な者の排除や経営の民主化をせざるをえず、そうすることによってはじめて労働者の手による生産の復興、さらにはその当面の要求である賃上げなどを貫徹できたからである。そのさい労働者階級は民主化のための恒常的組織として経営協議会を獲得した。これにたいして政府は、一方で「生産管理」への弾圧を強めながら、他方では書記官長談にのっとり厚生大臣の名において6月17日、中央労働委員会にたいし「経営協議会の組織運営等に関する参考例の作成」を諮問した。3月から4月へと急激に増加しつづけてきた経営協議会の数は月を追うごとにさらにふえ、5月115、6月138となり、'46年6月までに厚生省に到着したところによれば、報告せられた労働協約数354件のうち、協約内容の不明なもの25件を除き、協約中に経営協議会その他、「経営参加」機関の設置を規定するもの207件(63%)に達していた。このような時期に政府はなぜ経営協議会を勧奨したのであろうか。

これは、昂揚する労働運動を弾圧するのみならず、一定のルールを与えて鎮静させ、話し合いによる労資間の問題処理をすすめる応急手段としてであり、また、

注(58) 読売新聞第二次争議については、とりあえず、増山太助、前掲書、東大社研、前掲書及び同『戦後危機における労働争議(其の2)——統・読売争議——』(東大社研資料、第7集)を参照されたし。

(59) 以下については「勝って敗れた江戸川工業争議」(労農記者懇話会、前掲書、所収)に依拠するところが大きい。

団交的性格の強かった当時の経営協議会に一定の秩序を与えて、労働組合の戦闘性を骨抜きにし、資本の支配に服従させる手段としてであった。この性格は、先の諮問に依じてなされた中労委の答申にみることができる。その「経営協議会指針」では、例えば、「紛争を生じた時は協議会にかけた上でなければ争議行為を行なわない」旨の争議防止条項を設けるべきことが強調されている。⁽⁶⁰⁾このようにして政府、独占資本は、生管闘争への直接的な弾圧を行なう一方で、経営協議会の変質化をはかることによって労働者の民主化攻勢を避けようとしたのである。政府・独占資本のこのような攻撃の前で労働者階級が緊急に必要としたものは、棚橋氏のいわれるような国有化要求でも、経営協議会制度の確立要求でもない。それは、現に関わっている労働者階級の賃上げ、労働条件の改善、解雇反対及び産業・企業の民主化闘争をよりどころとした職場闘争の積み上げによる労働者の団結の強化であり、労働戦線の統一であった。

当時、生管闘争は「生産復興・民主化の中心をなしていた」⁽⁶¹⁾し、その闘争の結果獲得された経営協議会は、資本家の機関に墮落する危険は多分にあったことは否定できないとしても、当時において労働運動の昂揚やそこにおけるはげしい生管闘争にバック・アップされて先進的な性格をもっており、独占資本にとっても脅威となっていた。労働組合は「生産管理」終結後、闘いとった経営協議会を通して、ひきつづき恒常的に経営・労働・人事に関する諸問題に介入し、その民主的改革のための日常活動を継続しつつ労働者の階級的

・民主的意識の強化をはからねばならなかった。当時は客観的情勢が労働者の側にきわめて有利であり、すでに述べたごとく、労働組合は職員、技術者のみならず職制のかなりの部分をも掌握することができた。そのため、かえって職場組織を重視してその日常活動を強化することを怠ってしまったのである。力関係が労働者階級に圧倒的に有利な時期にはこの欠陥は隠れていたが、占領軍、政府、資本家が一体となった攻撃がはじまるとその矛盾は露呈し、労働運動は後退した。労働者は「生産管理」や経営協議会を階級的・民主的意識の覚醒、団結の強化に積極的に役立てはじめていたが、それはまだ十分ではなく、それゆえに労働戦線の統一を下から支える力とすることができなかった。しかしながら、生管闘争の意義を、西村氏のように独占資本の再建に役立ったから「無意味」だ、というごとく全く否定的にとらえたり、山本氏のように社会主義革命を目差す「工場ソヴェト化の萌芽形態」とみるのは極論にすぎるのであろう。また、大河内氏の指摘するように、労働者階級が「生産管理」によって「資本主義的な経営のからくり」を知った意義は大きい、そこにのみ意義を認めるのは当時の生管闘争を矮小化するものでしかない。労働者階級が自らの力で、多くの欠陥を秘めつつも、企業を管理・運営し前近代的な経営の民主化を事実上推し進めながら、賃上げや解雇反対闘争を闘った点に、当時の生管闘争の大きな意義を認めることができるであろう。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)

注(60) 大原社研編、前掲書、320～321ページ参照。

(61) 木元進一郎『労働組合の「経営参加」〔新訂版〕〕森山書店、270ページ。